

身体拘束等の適正化のための指針

有限会社はじめの一步

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ①切迫性・・・利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性・・・身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性・・・身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項 身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束の適正化等を目的として身体拘束等適正化委員会（以下委員会）を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

①設置目的

(ア) 身体拘束等未然防止に向けての現状把握及び改善についての検討

(イ) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

(ウ) 身体拘束等を実施した場合の、原因分析と再発防止策の検討

(エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

委員会は各部署の管理者、虐待防止責任者からそれぞれ1名。

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

① 委員会での検討

(ア) 緊急やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合は、委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てに該当するか確認する。

(イ) 拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討する。

(ウ) 身体拘束を行うと判断した場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明・同意書を作成する。

②利用者本人及び家族への説明

(ア) 利用者本人・家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し同意を得る。

(イ) 身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に再度同意を得たうえで実施する。

③記録

身体拘束等を行った場合は、拘束方法・心身の状況・やむを得なかった理由、経過などを記録する。

記録はサービス完結後5年間保存し、必要時に提示できるようにする。

(ア) 身体拘束等の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、本人・家族に報告する。

3. 虐待防止・身体拘束等の適正化 に関する事項

- (1) 事業者は、身体拘束の適正化等を目的として委員会を設置する。
- (2) 委員会は虐待防止委員会と一体的に運営する。
- (3) 委員会は定期的（年1回以上）に開催し、検討・協議する。
また必要時には、随時開催する。
- (4) 委員会を開催した場合は、その内容・検討結果を職員に周知徹底する。

4. 身体拘束等適正化のための職員研修に関する事項

身体拘束等の適正化のための研修は、虐待防止研修の中に身体拘束等適正化の内容を盛り込んだ研修を以下のとおり実施する。

- ・新規採用時
- ・定期的な研修を年1回以上（内部研修・外部研修を問わない）

その他身体拘束等適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて委員会にて検討し、決定する。

附則

この指針は令和6年10月15日より施行する